

税 務 課 長
資 産 税 課 長
収 納 ・ 納 税 課 長
債 権 管 理 担 当 課 長
県 税 事 務 所 長 殿

一般社団法人 日本経営協会
理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[平成 27 年 9 月 8 日(火)~9 日(水)開催]

税務担当者のための 民法の基本

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税務ご担当者にとって、各種法律の解釈や実務上の取扱いを悩む機会が多いのではないのでしょうか。特に民法の考え方は、税務に関わる多くの法律の基礎となっており、業務の根幹ともなるものです。また、近年、各種債権の未納問題が大きく注目されるようになってきました。公金の賦課・徴収や財産管理を適正に行うためにも、税務ご担当者の能力向上は課題の一つとなっております。

本セミナーでは、膨大な民法の体系の中から税務実務に必須となる部分を取りあげ、実務に長けた弁護士を講師として、効率よく実践的に解説致します。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：平成 27 年 9 月 8 日(火) 13:00~17:00

9 日(水) 10:00~16:00

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講 師：あお空法律事務所 所長
弁護士

中根 浩二 氏

参加料(負担金 1 名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA 会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でご記入の上、お申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の 3 営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは参加料の 30%、開催日当日は 100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。

ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただけますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

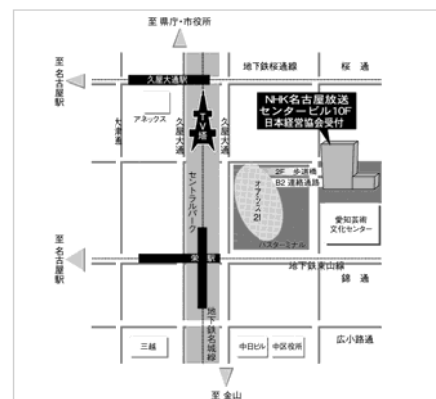
ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	6,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:坂井・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418

※お問合せは、平日の 9:15~17:15 にお願ひいたします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】

地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分

地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】

名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分

※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

◆プログラム◆

<p>I 民法の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 全体構造 <ul style="list-style-type: none"> 民法の構造の全体像を理解する 他の法律との関係 <ul style="list-style-type: none"> 憲法・会社法・刑法・訴訟法・労働法等と民法の関係 改正動向 <ul style="list-style-type: none"> 民法改正の考え方 ～判例法の明記・概念の修正 民法改正案による市民生活への影響 自治体業務への影響 <p>II 民法の基本原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 信義則・権利濫用 禁反言の法理と地方税 意思表示 ～錯誤、詐欺、強迫 <p>III 権利義務の主体</p> <ol style="list-style-type: none"> 法人 権利能力なき社団として認められる要件、効果 自然人と法人のいずれの行為か曖昧な場合 組合 <p>IV 時効</p> <ol style="list-style-type: none"> 催告と中断 <ul style="list-style-type: none"> 公債権と私債権の場合の区別 債務承認として時効中断する具体的場面 	<ol style="list-style-type: none"> 発進主義と到達主義 時効の起算点 短期消滅時効、時効制度と民法改正 <p>V 債権と物権</p> <ol style="list-style-type: none"> 違い ～対抗要件・消滅時効 契約書類の記載に関する注意点 裁判所による強制執行 差押え禁止債権 共有物 租税債権の優先権と調整 詐害行為取消権 不法行為 <p>VI 担保</p> <ol style="list-style-type: none"> 人的担保 ～保証 抵当権 質権 留置権、先取特権 譲渡担保、所有権保留 <p>VII 和解</p> <p>VIII 相続</p> <ol style="list-style-type: none"> 相続人の範囲 遺産分割、遺留分 単純承認と限定承認 特別受益 寄与分 非嫡出子の最高裁判例 遺言
<p>＜講師紹介＞</p> <p>あお空法律事務所 所長・弁護士 中根 浩二 氏</p> <p>平成9年 司法試験合格 平成10年 名古屋大学法学部法律学科卒業 最高裁判所司法修習生(52期) 平成12年 弁護士登録。楠田法律事務所勤務 平成17年 あお空法律事務所開所とともに所長に就任 平成23年 日弁連研修センター副委員長 愛知県弁護士会研修センター副委員長 労働問題・企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。 自治体職員向けセミナーの実績も多数。</p>	

※庁内実施のご相談も承っております。担当までご連絡ください。

日本経営協会・中部本部 行 (この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60003933「税務担当者のための 民法の基本」講座・参加申込書

H27/9.8~9

ふりがな 団体名		Tel Fax	() ()	— —	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒				
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職		担当 経験	氏名
				年 月	_____ 印
				年 月	<通信欄>
				年 月	

※請求書の宛先についてご教示ください。(団体名と同じ その他

宛)

・4名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
 ・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。